

大和市郷土民家園の指定管理者候補の選定にあたり、大和市郷土民家園の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）は、応募団体から提出された申込書類の審査及び公開の審査会を実施しました。このたび、選定委員会による審査を終了し、次のとおり指定管理者候補を決定しましたので報告します。

## 1. 施設の概要

- ① 名称 大和市郷土民家園
- ② 所在地 大和市上草柳629番地1
- ③ 敷地面積 3,759.2m<sup>2</sup>

## 2. 募集概要

- ① 募集期間 令和7年8月15日（金）～令和7年10月3日（金）
- ② 応募者（1団体）
  - ・公益財団法人 大和市スポーツ・よか・みどり財団  
(大和市深見西1-3-17 理事長 金子 勝)

## 3. 選定の方法

選定委員会委員5名（委員の構成は、知識経験を有する者2名、公募市民2名、市職員1名）では、応募書類及び応募団体による公開の審査会での事業計画説明を基に審査を行い選定しました。

選定委員会では、「大和市郷土民家園の指定管理者の候補者審査要領」（別紙1）に基づき、公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団が指定管理者の候補者として最適か否かの審査を実施し、指定管理者の候補者を決定しました。

## 4. 審査の基準

「大和市郷土民家園指定管理者候補者審査に係る評価表」（別紙2）による評価を行いました。

## 5. 審査の結果

令和7月10月15日（水）に選定委員会において、「大和市郷土民家園の指定管理者の候補者審査要領」に基づく厳正な審査を行った結果、次のとおり指定管理者の候補者を決定しました。

### ■候補者の決定

団体名：公益財団法人 大和市スポーツ・よか・みどり財団  
代表者：理事長 金子 勝  
所在地：大和市深見西一丁目3番17号

応募団体の評価の詳細は、「大和市郷土民家園指定管理者候補者審査に係る評価集計」（別紙3）を参照してください。

**6. 指定管理提案額**

令和8年度～令和12年度 年間 11,532千円

**7. 指定期間**

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

## 大和市郷土民家園の指定管理者の候補者審査要領

大和市郷土民家園の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における、指定管理者候補者の選定のための審査方法、審査基準等について必要な事項を定めるものとする。

### 1. 審査方法

申込団体のうち、一次審査に合格した団体について、選定委員会による二次審査を実施し、指定管理者候補者の選定を行う。

### 2. 一次審査

#### (1) 審査形式

書類審査

#### (2) 審査内容

①募集要項で示す応募資格を次の書類により審査する。

- ア. 定款（寄附行為等を含む）
- イ. 登記簿謄本
- ウ. 事業計画書・収支予算書
- エ. 事業報告書・収支決算書
- オ. 活動実績
- カ. 財産目録

②管理内容を次の書類により審査する。

- ア. 管理業務に関する企画提案書
- イ. 管理業務に関する収支予算書

#### (3) 失格事項

次のときには失格とする。

- ①募集要項で示す応募資格を満たさない場合。
- ②仕様書等で示す要求水準を満たしていないことが明らかな場合。
- ③指定管理料が市の指定する上限額を上回っている場合。

### 3. 二次審査

#### (1) 審査形式

面接審査（プレゼンテーション形式）

#### (2) 審査内容

##### ①評価項目

「大和市郷土民家園指定管理者候補者審査に係る評価表（別表1）」で定める項目により評価する。

##### ②配点

別表1で定める配点とし、100点（8項目×5点、20項目×3点）を満点とする。

③標準点

64点（8項目×3点、20項目×2点）

(3) 審査方法

①評価点

各委員の採点した結果を合計した点を評価点とする。

②失格基準点

標準点に評価者的人数を乗じたものを失格基準点とし、その点数以上の評価点を得た申込団体を審査の対象とする。ただし、標準点以上の評価を行った評価者的人数が、過半数に満たない申込団体は、審査の対象から除外する。

③候補者の選定

評価点を基に、指定管理者の候補者としての順位及び指定管理者の候補者として最も適当な団体の選考について審査する。申込団体が1団体の場合も同様とする。

なお、全ての申込団体が(3)②で定める失格基準点未満の場合は、指定管理者の候補者としての適否について審査する。

④同点の場合は、同点の者を対象とした決選投票又は会長裁決で決定する。

⑤次点者の再選定

指定管理者となるべき団体として選定された申込団体が、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき又は新たに判明した事実により、施設の管理を行うことが不適当であると認められたときは、(3)②で定める失格基準点以上の評価点を得た申込団体で、順位が次位にある申込団体を、指定管理者の候補者として最も適当な団体として再選定する。

なお、順位が次位以下にある申込団体が(3)②で定める失格基準点に達しない場合は、指定管理者の候補者としての適否について審査する。

## 附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

大和市郷土民家園指定管理者候補者審査に係る評価表

団体名		代表者名		評価者	
所在地		設立年月日		評価日	

選定基準	審査基準			審査意見	評価点数	配点
	項目	視点	求める水準			
1 利用者の平等利用を確保することができるものであるか	(1) 利用条件の考え方	利用条件の考え方が妥当なものか。	・公の施設であることを踏まえた平等な利用が確保されていること。 ・不当な利用拒否、差別的な対応をしない姿勢が読みとれること。			3
	(2) 苦情処理体制	苦情処理体制が確立されているか。	・苦情を適切に処理する体制が整っていること。			3
2 サービスの向上が図れるものであるか	(1) 事業計画全体の企画内容	事業計画全体の企画内容が標準(直営)を上回っているか。	・民家園の設置目的に沿って、適切・良質なサービスが提供できること。 ・仕様書等に記載された年中行事の主旨を理解し適切に実施すること。			5
	(2) 自主事業の企画内容	自主事業の企画内容が標準(直営)を上回っているか。	・自主事業の企画内容が来園者にとっての魅力を備えていること。			5
	(3) 職員の配置・確保策	職員の配置・確保策が十分か。	・施設の適切な管理及び利用者サービスの向上がなされる人的配置が計画され、適切な雇用関係・勤務体制が取られていること。 ・仕様書等に定める学芸員有資格者、又は、類似施設での管理運営経験者を配置していること。			3
	(4) 職員の継続雇用	現在雇用されている職員の継続雇用に対する配慮が十分か。	・現在民家園で雇用されている職員の継続雇用についての配慮が十分になされていること。			3
	(5) 職員の教育・研修	職員の教育・研修が行われるか。	・職員の資質の向上と人材の育成を目的とした教育・研修体制が確立されていること。 ・他の古民家・博物館関連施設との交流や情報交換の計画があること。			3
	(6) セルフモニタリング	セルフモニタリングによるサービスの維持向上の取組みが行われるか。	・施設の適正な管理運営やサービスの向上を図るために自己評価が実施されること。 ・自己評価についての考え方、姿勢、方針が具体的に示されていること。			3
3 民家園の効用を最大限に發揮させることができるものであるか	(1) 施設の特性を活かした事業計画	施設の特性を活かした事業計画となっているか。	・市指定文化財の古民家を復原した施設であるという特性をよく理解し、事業計画に反映していること。			5
	(2) 施設の利用促進・サービスの向上	施設の利用促進とサービス向上に向けた取組みがなされているか。	・事業計画にサービス向上・利用促進に繋がる工夫が見られること。			5
4 民家園の適切な維持管理を図ることができるものであるか	(1) 古民家の保全	古民家の保全に関する取組みは十分か。	・古民家に関する正しい知識を有し、適切かつ恒久的な保存措置が講じられること。			3
	(2) 施設の保全	施設の保全に関する取組みは十分か。	・施設の保全・管理に関する正しい知識と経験を有し、適切な保全がなされること。			3
	(3) 緊急時の対策	緊急時の対策が講じられているか。	・緊急時の対策が記載されたリスクマネジメントマニュアルに基づいた適切な措置が講じられること。 ・関係各所に対する速やかな通報体制が確立されていること。			3
	(4) 防犯防災対策	防犯防災対策が講じられているか。	・防犯・防災対策が記載されたリスクマネジメントマニュアルに基づいた適切な措置が講じられること。 ・関係各所に対する速やかな通報体制が確立されていること。			3
	(5) 事故防止対策	事故防止策が講じられているか。	・定期的な設備の点検や事業時の安全監視体制の構築等、事故防止のための適切な対策が講じられていること。			3
5 管理に係る経費の縮減が図られるものであるか	(1) 必要な項目の計上	必要な項目がすべて計上されているか。	管理運営に必要な経費がすべて計上されていること。			5
	(2) 経費縮減に対する方針	算出根拠に明確性・妥当性があるか。	・算出根拠が明確・妥当であること。 ・業務効率化の工夫が見られること。			5
		上限額に対し経費が縮減されているか。	・各年度の予算上限額に対し経費の縮減が図られていること（0%…1点、5%以内…2点、10%以内…3点、15%以内…4点、15%超…5点）。			5

選定基準	審査基準			審査意見	評価点数	配点
	項目	視点	求める水準			
6 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであるか	(1) 事業理念及び経営方針	事業理念及び経営方針が指定管理者として適しているか。	・明確な事業理念・経営方針があること。 ・それに基づいた具体的な事業が展開されていること。			3
	(2) 経営状況	指定管理者として安定した管理運営を行える経営状況となっているか。	・過去2年間の収支が明確であること。 ・法人税等の滞納が無いこと。また法人税等の納税額、基本財産の管理状況、借り入れ内容などから安定した管理運営体制と判断できること。			3
	(3) ISO等の品質・環境に関する規格	ISO等の品質・環境に関する規格の取得、又は規格に準じたシステムの確立がなされているか。	・ISO等の規格が取得されているか、又は規格に準じた品質管理及び環境マネジメントシステムが確立されていること。			3
	(4) 関連施設の受注・経営実績	民家園類似施設の受注・経営実績があるか。	・古民家施設、博物館施設、又はそれらに類似する施設の受注・経営実績があること。			3
7 市民の意見が反映される管理運営を行うことができるものであるか	(1) 利用者要望・意見への対応策	利用者要望・意見への対応策が確立されているか。	・利用者要望・意見への対応策が確立されていること。 ・アイデアを入れる柔軟性があること。			3
	(2) 地域との連携対応	地域との連携対応が図られているか。	・事業やボランティア活動を通して地域との連携・交流が図られていること。 ・地域のニーズ等に配慮した事業の実施などが提案されていること。			3
8 個人情報保護及び情報公開に対する措置が図られるものであるか	(1) 個人情報の保護措置及び開示請求への対応措置	個人情報の保護措置及び開示請求への対応措置が個人情報の保護に関する法律に則っているか。	・個人情報の保護措置及び開示請求への対応措置が個人情報の保護に関する法律に則っていること。 ・個人情報保護体制が確立されていること。			3
	(2) 情報公開請求への対応措置	情報公開請求への対応措置が市の情報公開条例に則っているか。	・情報公開請求への対応措置が本市の情報公開条例に則っていること。 ・情報管理体制が確立され、施設運営の透明性が確保されていること。			3
	(3) 文書管理	文書管理に必要な事項が定められているか。	・文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他文書管理に関する必要な事項が定められていること。			3
9 その他必要な事項	(1) 文化財保護制度の理解と熱意ある提案	文化財保護制度の理解と熱意ある提案がなされているか。	・文化財保護制度を理解し、市の文化財保護を推進していく独創性、意欲、熱意に富んだ具体的な提案があること。			5

評価点	/ 100
-----	-------

●評価点の基準

配点「5」の場合		配点「3」の場合	
5点	審査基準の求める水準以上の内容で、実現性が明確である。	3点	審査基準の求める水準以上の内容で、実現性が明確である。
4点	審査基準の求める水準にあり、実現性が認められる。	2点	概ね審査基準の求める水準にあり、概ね実現性が認められる。(標準)
3点	概ね審査基準の求める水準にあり、概ね実現性が認められる。(標準)	1点	審査基準の求める水準が読み取れず、実現性が認められない。
2点	審査基準の求める水準がわずかに読み取れるが、実現性に乏しい。		
1点	審査基準の求める水準が読み取れず、実現性が認められない。		

## 大和市郷土民家園指定管理者候補者審査に係る評価集計

選定基準		審査項目	配点	(財)スポーツ・よか・みどり財団				
				A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
1	利用者の平等利用を確保することができるものであるか。	(1) 利用条件の考え方	3	3	3	3	3	3
		(2) 苦情処理体制	3	3	3	3	3	3
2	サービスの向上が図れるものであるか	(1) 事業計画全体の企画内容	5	4	5	5	4	5
		(2) 自主事業の企画内容	5	4	5	5	4	4
		(3) 職員配置・確保策	3	2	3	3	3	3
		(4) 職員の継続雇用	3	3	3	3	3	3
		(5) 職員教育・研修	3	3	3	3	3	2
		(6) セルフモニタリング	3	3	3	3	3	3
3	民家園の効用を最大限に發揮させることができるものであるか	(1) 施設の特性を生かした事業計画	5	5	5	5	4	4
		(2) 施設の利用促進・サービスの向上	5	5	5	5	4	3
4	民家園の適切な維持管理を図ることができるものであるか	(1) 古民家の保全	3	3	3	3	3	3
		(2) 施設の保全	3	3	3	3	3	3
		(3) 緊急時の対策	3	3	3	3	3	3
		(4) 防犯防災対策	3	3	3	3	3	3
		(5) 事故防止対策	3	3	3	3	3	3
5	管理に係る経費の縮減が図られるものであるか	(1) 必要な項目の計上	5	4	5	5	5	5
		算出根拠に明確性・妥当性があるか。	5	5	5	5	5	5
		上限額に対し経費が縮減されているか。	5	1	1	1	1	1
6	管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであるか	(1) 事業理念及び経営方針	3	3	3	3	3	3
		(2) 経営状況	3	3	3	3	3	3
		(3) ISO等の品質・環境に関する規格	3	3	3	3	3	3
		(4) 関連施設の受注・経営実績	3	3	3	3	3	3
7	市民の意見が反映される管理運営を行なうことができるものであるか	(1) 利用者要望・意見への対応策	3	3	3	3	3	2
		(2) 地域との連携対応	3	2	3	3	3	3
8	個人情報保護及び情報公開に対する措置が図られるものであるか	(1) 個人情報の保護措置及び開示請求への対応措置	3	3	3	3	3	3
		(2) 情報公開請求への対応措置	3	3	3	3	3	3
		(3) 文書管理	3	3	3	3	3	3
9	その他必要な事項	(1) 文化財保護制度の理解と熱意ある提案	5	5	5	5	5	3
個人別得点			100	91	96	96	92	88
全体得点			500	463				
順位				1				
中間点			64					

※ 64点×5人=320点に満たないものは失格(参考:10点×5人=500点)

※ 64点以上の評価を行った選定委員が、過半数(3名)を超えないものは失格